周禮王后夫人之服、有以髢髲爲首飾者、故詩鬢髮如雲、不屑髢也、蓋周制云、馮鑑後事云、晉永嘉中、以髮爲步搖之狀、名曰鬢、以爲禮容、卽今纏髮特髻、乃其遺象、

〔儀禮註疏十六少牢饋食禮〕主婦被錫、衣侈袂、○略中 主婦贊者一人、亦被錫、衣侈袂、○略中 註被錫、讀爲髲鬢、古者或剔賤者、刑者之髮、以下被婦人之紒爲飾、因名髲鬢焉、此周禮所謂次也、○略中 疏（中略）被錫、讀爲髲鬢者、欲見鬢、取人髮爲之之義也、云古者、或剔賤者、刑者之髮、以下被婦人紒爲飾、因名髲鬢焉者、此解名髲鬢之意、

〔類聚名義抄三髲カツラ 鬘カツラ〕

〔下學集上支體〕鬢（カツラ）

〔倭訓栞前編加六〕かもじ　髮の俗稱也、又長かもじあり、女房飾抄にも、かもじの水引は、四十の年より二筋也といへり、

〔雅言集覽二十二太〕たまかづら玉鬘 今のカモジなり

〔古事記上〕於是伊邪那岐命見畏而逃還之時、其妹伊邪那美命言令見辱吾、卽遣豫母都志許賣此六字以音令追、爾伊邪那岐命取黑御鬘投棄、乃生蒲子、

〔古事記傳六〕すべて加豆良に三の品あり、葛蔓同じと鬘と髮となり、○略中 鬘は頭の飾に懸る物なり、○略註 髮は和名抄に和名加都良、釋名云、髮少者、所以被助其髮也と有て、俗に加毛自と云物なり、かくさまゞ〳〵あれども、本は一ッより轉れる名にて、草の葛より出たり、○略中 さて何にまれ蔓草を以て頭の飾にかくるを髮葛と云、是卽鬘なり、○略中 又髮も髮を飾具なれば、鬘とおなじ名を負せつらむ、さて鬘は、上代には、女男ともに懸る物にて、蔓草を用ひしことは、石屋戸の段に眞栉をかけしを始て、日影鬘など、○略中 又絲などを以ても作りしにや、珠をかざること、天照大御神の御飾の所に見えたり、玉鬘と云は是なり、髮にも、葛にも、玉かづらと云は、此の玉鬘の名をうつして呼か、又たゞほめていふにもあるべし、